一般財団法人水への恩返し財団定款

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、一般財団法人水への恩返し財団と称する。

２　この法人の英語名はGratitude to the Water Foundation（略称＝GWＦ）とする。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を福井県大野市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　現在、世界全体で約1割の人が、安全な飲料水を継続して利用できない状況にあり、我が国においては、国土面積と比較して貯水エリアは少なく、多くの地域の飲料水は、河川水などで賄われていて、おいしい天然の水の恩恵を受けることのできる地域は限られている。一方、大野市では、多くの家庭が「きれいで、美味しく、夏は冷たく、冬は温かい」地下水・湧水の恵みを日々享受している。このため、当法人は、市民の水への感謝の思いを醸成し、大野市の恵まれた水環境を後世に残し国内外の人々に発信するとともに、世界の安全な水が供給されていない地域を支援することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) 水環境の保全と改善に寄与する事業

　(2) 水への感謝の思いを醸成する事業

　(3) 安全な水が供給されていない地域を支援する事業

　(4) 前各号に附帯関連する一切の事業

　　　第３章　機関の設置

　（機関の設置）

第５条　当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

　　　第４章　資産及び会計

　（財産の拠出）

第６条　設立者は、現金３００万円を当法人のために拠出する。

　（基本財産）

第７条　当法人の目的である事業を行うために不可欠な前条の財産は、当法人の基本財産とする。

２　基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ決議に加わることのできる理事及び評議員の３分の２以上に当たる多数の承認を要する。

　（事業計画及び収支予算）

第８条　当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

　（事業年度）

第９条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

　（事業報告及び決算）

第１０条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

　　　第５章　評議員

　（評議員）

第１１条　当法人に評議員３名以上１０名以内を置く。

　（評議員の選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「法人法」という。）第１７８条から第１９６条までの規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

　(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

　　ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

　　イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　　ウ　当該評議員の使用人

　　エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　　オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

　　カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

　(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

　　ア　理事

　　イ　使用人

　　ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

　　エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

　　　(ｱ) 国の機関

　　　(ｲ) 地方公共団体

　　　(ｳ) 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

　　　(ｴ) 国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

　　　(ｵ) 地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

　　　(ｶ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

　（任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

　（評議員に対する報酬等）

第１４条　評議員に対して、1日当たり２万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

　　　第６章　評議員会

　（構成）

第１５条 　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

　（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。

　(1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任

　(2) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準及び額

　(3) 事業計画書及び収支予算書の承認

　(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

　(6) 残余財産の処分

　(7) 基本財産の処分又は除外の承認

 (8) 前各号に掲げるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

　（開催）

第１７条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後２月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

　（招集権者）

第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

　（決議）

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

　(1) 監事の解任

　(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

　(3) 定款の変更

　(4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第２２条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第２０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名以上が議長とともに記名押印する。

（評議員会規則）

第２１条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

　　　第７章　役員

　（役員の設置）

第２２条　当法人に、次の役員を置く。

　(1) 理事　３名以上１０名以内

　(2) 監事　２名

２　理事のうち１名を代表理事とする。

３　代表理事以外の理事のうち３名以内を常務理事とすることができる。

４　前項の常務理事をもって法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

　（役員の選任）

第２３条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

　（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

３　代表理事及び業務執行理事は、６月毎に１回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

　（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

　（役員の任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

　（役員の解任）

第２７条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

　(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

　(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

　（報酬等）

第２８条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

　　　第８章　理事会

　（構成）

第２９条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

　（権限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。

　(1) 当法人の業務執行の決定

　(2) 理事の職務の執行の監督

　(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

　（招集）

第３１条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

　（決議）

第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

　（議事録）

第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会規則）

第３４条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

　　　第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３５条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条についても適用する。

　（解散）

第３６条　当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

　（残余財産の処分等）

第３７条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　当法人は、余剰金及び残余財産の配分を行なわない。

　　　第１０章　公告の方法

　（公告の方法）

第３８条　当法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

　　　附　則

　（設立時評議員）

１　当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

　　設立時評議員　稲山幹夫　松田義一　馬場　功　松田七男　松田浩次　井上武史

山岡康伸

　（設立時役員）

２　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事　岡田高大　松田　勉　畑口博文　長谷川勝美　帰山正信　田中雄一郎

(2) 設立時代表理事　岡田高大

(3) 設立時監事　佐々木成充　米津源一

（最初の事業計画等）

３　当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第８条第１項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

　（最初の事業年度）

４　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成２８年３月３１日までとする。

　（設立者の名称及び住所）

５　設立者の名称及び住所は次のとおりである。

　(1) 住所　福井県大野市天神町１番１号

　(2) 設立者名称　大野市

　以上、一般財団法人水ヘの恩返し財団の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

　　平成２７年１２月　７日

　　　　住　所　　福井県大野市天神町１番１号

　　　　設立者　　大野市

　　　　代表者　　大野市長　岡田　高大